

研究活動の不正行為に関する調査結果報告について

1. 経緯

- 令和4年8月30日、本学外部通報窓口に対し、本学教授（正確には平成31年3月末で本学教授を定年退職しているため、現在は本学名誉教授であり、岡山商科大学教授。以下「被通報者」という。）が執筆した、岡山大学法學會（委員長：黒神法学部長）が発行している「岡山大学法學會雑誌」に掲載された論文に不正行為の疑いがあるメールが送付された。ただし、上記メールは、「不正行為」に該当するかの見解を求めるもので、「告発の意思を明示しない相談」である旨の記載があった。
- 本学は、上記通報を「告発の意思を明示しない相談」として受理し、通報対象が岡山大学法學會が発行している「岡山大学法學會雑誌」に掲載された論文であったことから、同会に対して調査を依頼した。
- 同会において、相談を受けた論文に限らず、被通報者が本学に在籍していた当時の論文についても調査した結果、盗用と思われる論文が確認されたため、その調査結果が9月14日に同会委員長から本学学長へ報告された。
これを受けて、学長は、国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（以下「規程」という。）第8条第2項に基づき、同日に予備調査委員会を設置した。
- 予備調査を実施し、本調査を行う必要があると求められたことから、調査委員会を設置し、本調査を開始した（構成について、参考1参照）。
調査委員会は、関係者からのヒアリングを実施するなどして調査を進め、このたび、調査委員会において、特定不正行為に該当するかどうかについて審議を行い、その結果を踏まえ調査結果報告を取りまとめた。

- 被通報者の所属機関、所属部署、役職、氏名
岡山商科大学 法学部（元岡山大学 大学院社会文化科学研究科（法学系）） 教授 吉岡伸一

2. 研究不正に関する調査結果

- (1) 認定した特定不正行為の種別
盗用*1

*1 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

- (2) 認定した論文

評 積 名：保証人が主債務者を単独相続した場合の弁済と消滅時効の中断
執筆者名：吉岡伸一
出 版 誌：岡山大学法學會雑誌 64巻2号
出版年月：2014年12月26日

評 釈 名：不動産は、商法521条が商人間の留置権目的物として定める「物」に当たるのか？

執筆者名：吉岡伸一

出 版 誌：岡山大学法学会雑誌 68 卷 2 号

出版年月：2018 年 12 月 27 日

(3) 特定不正行為に係る研究者

① 特定不正行為に関与したと認定した研究者

本学元教授 名誉教授 吉岡伸一（現在、(岡山商科大学法学部教授)）

② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定した研究者

なし

(4) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

調査の結果、岡山大学法学会雑誌 第 64 卷 第 2 号所収の論文について、「判例解説」ジュリスト 1473 号から計 3 か所の記載内容について、また、岡山大学法学会雑誌 第 68 卷 第 2 号所収の論文について「判例解説」ジュリスト 1524 号から計 8 か所の記載内容について、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、他の研究者の論文を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用したものと認められたため、不正行為（盗用）と認定した。

(5) 不正行為の程度及び責任著者の管理責任

① 行為の悪質性について

本件行為は、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことは免れないものの、盗用の対象は最高裁判所調査官解説のみにとどまっており、他の研究者の論文の引用は適切になされていることに鑑みても、最高裁判所調査官解説については引用は不要であるという誤った認識に起因するところが大きいと考えられ、悪質性が高いとはいえない。また、文科省通知によっても、「故意による不正行為ではなく、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる不正行為と認められる場合であって、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わず、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合」に当たると解され、行為の悪質性は「中」とされている。

② 研究の進展への影響について

不正行為の行われた箇所が本論文の結論に影響すると判断されることから、研究の進展への影響は「高い（大きい）」と判断した。

③ 社会的影響について

これらの不正行為は学問及び法学研究全体への信頼を著しく損なうものであるから、社会的影響も「高い（大きい）」と判断した。

(6) 特定不正行為の発生要因と再発防止策

① 発生要因

被通報者自身は、当該調査対象論文における研究不正行為については一部認め、反省の弁を口にしているものの、不正等の動機を明らかにすることはできなかった。本調査委員会としては、研究者が本来有すべき研究倫理・理解を欠いていたことが主な発生要因であると判断した。

② 再発防止策

今回の事案を重く受け止め、今後は、組織を挙げて、更なる改善に向けた取組が必要である。具体的には、構成員全員を対象として本来確保されるべき研究公正を研究者一人一人に実践させるべく、研究不正・論文不正に焦点を当てたコンプライアンス研修会を定期的を開催することや、“自らの倫理観によって不正はしない”というマインドを研究者一人一人が自身の責務として維持できるレベルになることを目指した研修（構成員全員が漏れなく受講できるように、e-learning システムを活用する）を行うことが望まれる。

4. その他

- ・ 今回、特定不正行為が認定された論文については、速やかに撤回が行われるよう、被通報者に勧告する。

以上

参考1：調査委員会の構成

調査委員会

	氏名	所属等
委員長	那 須 保 友	研究担当理事
委員	神 例 康 博	上席副学長 特命 (法務・コンプライアンス、ダイバーシティ &インクルージョン担当)
委員	鈴 木 隆 元	学術研究院 法務学域 教授
委員	山 本 陽 一	香川大学 法学部 教授
委員	辻 上 佳 輝	香川大学 法学部 准教授
委員	下 田 大 介	福岡大学 法学部 教授
委員	坂 本 純 平	吉備総合法律事務所 弁護士